

諮問第1号

令和5年3月20日

世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す

会議会長 様

世田谷区長 保坂展人

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

(令和4年3月7日条例第9号) 第9条の

規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

す。

記

諮問事項

地域経済の持続可能な発展を推進していくための基本的な考え方について

## 諮問理由

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展、SDGsの理念の広がりをはじめとした地球環境や社会に対する意識の高まり等、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつあります。

加えて、世界情勢等に起因した物価高騰などが拍車をかけ、区内経済は大きな影響を受けるとともに、事業者の経営形態の変化や働き方、ライフスタイルの見直しなど、大きな変化の中にあります。

こうした状況下において、世田谷の産業に関わる全ての主体が、各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展と地域や社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していくことがますます重要であると考えています。

このことを踏まえ、条例に示す「多様な地域産業の基盤強化」、「起業の促進及び多様な働き方の実現」、「地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進」、「持続可能な事業活動及びエシカル消費の推進」の4つの基本の方針を実現し、地域経済の持続可能な発展を推進していくための基本的な考え方について、諮問いたします。